

対抗する規範と結婚忌避正当化の言説

野 口 道 彦

§1. はじめに

今日、部落差別はいけないということを多くの人々は知っている。それにもかかわらず、なぜ、部落出身者との結婚を避けるのだろうか。このそれを、それとして自觉しているかどうかは別として、そこでは、避けるという態度をなんらかの形で正当化しているのにちがいない。そして正当化によって、自己のとる態度(ないしは行動)を、「部落差別はいけない」という規範的命令と同居させ、さほど矛盾とも感じることなく、生きているのだろう。もし、そうだとすると、差別の正当化に際して、どのような情報が用いられ、どのような論理が動員されているのか、そのメカニズムを明らかにする必要がある。それをしなければ、いくら「差別はいけない」と繰り返

し語ったとしても、状況は変わらないだろう。

この小論では、アンケートの自由回答欄に記入された意見を分析の対象とし、差別の正当化のメカニズムを探っていきたい。問題を拡散させないため、部落問題のなかでも結婚問題に焦点を絞ることにする。テーマが違えば、当然のことながら正当化のしかたも多様になる。また、結婚問題をとりあげるのは、一人の人間としてどのような態度をとるのかが、抜き差しならぬ状況で、選択が迫られるからである。同和対策事業をめぐる問題であれば、傍観者的・客観的な言説ですませることもできるが、結婚問題であれば、そうすることは難しい。より厳しい葛藤状況は、正当化のメカニズムをより露わにするだろうという予測からである。

§2. 二つの規範の対立

今日、多数の人々が、部落を忌避する態度をあからさまに表明するわけではない。だからといって、多くの人々が、部落出身であることをまったく問題にしないときっぱりと言い切れるわけでもない注1。多数の人々に見られる態度は、「部落を差別するのはよくない」というタテマエは受け入れつつ、「でも、結婚となると、……」と留保の言葉が付け加えられる。ここでの「……」には、さまざまなことが述べられる。

これを、タテマエとホンネとの違いという人もいる。

しかし、ここでは、そのような見方をとらない。今日、日本のフォーマルな社会で確立している社会規範と、インフォーマルな集団における規範が、部落問題に対しても異なる行動をとることを命じているとみる。インフォーマルな集団というのは、例えば、家族や親族集団であり、地域社会で顔と顔をつき合わせて生活している狭い範囲の仲間うち、職場での仲間集団などのようなものをいう。そこでは明文化された規範はないが、しかじかのことをすべきだとか、なすべきではないとか、一定の行為を命じている集団規範があり、それに反した場合は、制裁が加えられる。もちろん、制裁の内容や強弱

には、集団からの追放という厳しいものから、冷ややかな目でみると、いう隠微なものまで、強弱はさまざまなものがあり、そのインフォーマルな集団の性格によって制裁の内容も異なってくる。その集団の一人前のメンバーになっていく過程で、集団規範を学習していくが、場合によつては、制裁が発動されて、はじめてそのような集団規範が存在していたのかと気付くこともある。

いうまでもなく、われわれのフォーマルな社会での社会規範は、「部落差別をしてはいけない」というものであります。明治四年の「賤民廃止令」以来、次第に確立し、一九六五年の同和対策審議会の答申で、同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題だとされ、より一層明確にされた。他方、「部落には、かかわりになるな」という集団規範をもつインフォーマルな集団も少なくない。今日の社会は、これらの二つの異なる行動を命じる規範が存在している。われわれはそのような世界に生活している。とはいっても、普段の日常生活では、差別的な集団規範が顕在化することはまれである。なにかの時に顕在化するまで、二つの規範の対立状況は自覚されることはない。

なにかの時というのは、例えば、配偶者選択の時、家族の誰かが「一応念のために、結婚相手の身元を調べて

おいた方がよいのではないか」と言った時である。その場合でも、「相手の身元」といったとき、部落出身であるかどうかという意味だと氣付かないひとは、「差別をしてはいけない」という規範的命令と矛盾したものと受け取らないで、同意してしまうだろう。また、身元調べによって、相手が部落出身でなかった場合は、おそらく結婚差別したという自覚が生まれないままに過ぎていくだろう。

注1 一九九五年滋賀県栗東町調査では、子どもの結婚相手が部落出身だと分かった場合「まったく問題にしない」とするのは、一七%にとどまる。「迷いながらもまったく問題にしないだろう」は四四%である。

しかし、相手が部落出身と判明した時、はじめて「差別をしてはいけない」という社会規範と「部落には、かかわりになるな」という集団規範との対立が顕在化し、どちらの規範に従うのかという葛藤が生じる。考えてみれば、我々は「差別をしてはいけない」という規範的命令と他方では「部落には、かかわりになるな」というインフォーマルな集団規範との間で、多かれ少なかれ宙づりにされている。宙づりにされているという居

心地の悪さを、少しでも安定したものにしようと、さまざまに状況の解釈を行い、自己の態度や行為の正当化を企てる。自らを、醜い差別者であると自己認識をしなくてもすむように、さまざまな正当化の装置をつくりだしている。部落に対するネガティブなイメージの表明や敵意の表出は、そのような正当化の企てとみることができる。つまり、ここから予想されるのは、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範が浸透すればするほど、他方では、自らの差別的行為を正当化する圧力が増し、部落側に忌避されるべき問題点があるのだという主張が行われるという関係である。

そのように考えたとき、明らかにすべき課題はつぎのものである。

- 1) 「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範をどの程度内面化しているのか。
- 2) 対象者の属するインフォーマルな集団で、「部落には、かかわりになるな」という命令が存在しているのか。存在しているとすれば、どの程度強く作用しているか。
- 3) 相異なる二つの規範を、どのように受容しているのか。
- 4) 部落に対するネガティブなイメージを、どの程度受

け入れているのか、またそれをどの程度表出してい るのか。

§3・規範との関連による分類

正反対の行動を命じる二つの規範が同時に存在する社会において、人はそれぞれの規範にどのようなスタンスで対処しているのだろうか。典型的なタイプをいくつか取り出しておこう。ここで考慮するファクターは、規範に対する同調のしかたである。「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範を〈for〉と「部落には、かかわりになるな」というインフォーマルな集団規範を〈inf〉と略称し、内面化している場合を〈com〉、「そんなものは、單なる口先だけのものだ」というように軽くみたり、あるいは反感をもつている場合を〈ant〉としよう。そうすると、表のように四つのタイプができる。

タイプ〈for/inf〉は、フォーマルな社会規範とインフォーマルな集団規範のどちらにも同調している。なにもなければ、矛盾は表面化しない。しかし、いづれに従うのか選択を迫られることになれば、対立葛藤の中に叩きこまれる。かりに、インフォーマルな集団規範に従うなら、もう一方の「差別をしてはいけない」という規範

命令と自らの行為は矛盾していないのだと自らを納得させるか、さもなければインフォーマルな集団規範に従うことを正当化する論理が必要だろう。もし、どちらかを決めかね、迷っているなら、悩みを吐露することで終わってしまうだろう。逆に、首尾良く正当化に成功しているなら、次のタイプ〈pro-inf〉とほとんど同じものになる。そこまでいかず、葛藤状況が他者にもわかる程度に表現されているのなら、正当化のメカニズムを解明する上で貴重なデータを提供してくれるだろう。

タイプ〈pro-inf〉：身近な存在のインフォーマルな集団が、部落を避けるように命じる規範をもち、それに従っている場合である。このタイプの中に、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範の存在は知っているが、それを「口先だけのもの」として軽視などしている場合である。この場合、なぜ無視しているのか、どのようなしかたで軽視しているのかを明らかにする必要がある。

タイプ〈ant-inf〉：身近な存在のインフォーマルな集団が、部落を避けるように命じる規範をもつていてことを探っているが、それに対し批判的な態度をもち、インフォーマル集団の圧力に抗して、反差別の態度や行動をとっているという場合である。

タイプ〈ant・ant〉は、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範にも胡散臭さを感じつつ、同時に「部落には、かかわりになるな」という集団規範にも嫌悪感を持つておられる場合である。

§4. 個別体験との関係

しかしながら、規範レベルの同調・反発という点だけで類型化するのではなく、やや強引すぎる。もう一つのファクターを加えてみよう。それは、部落に対するネガティブなイメージである。当然予想されるように、差別の集団規範は、部落に対するネガティブなイメージによって裏打ちされている。ステレオタイプ化されたネガティブなイメージが差別的集団規範を「差別的ではない」と正当化する装置となっている。しかしながら、部落とかかわりた

表1. 規範への同調・反発による分類

		「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範	
		同調	反発
「部落を忌避せよ」という集団規範	同調	〈for/inf〉	〈pro-inf〉
	反発	〈ant-inf〉	〈ant・ant〉

くないという態度が、実際に経験した個別の「不快な」体験に基づくものであって、差別的集団規範に従つているのではないと主張する人もいるだろう。確かに、このような可能性も否定できない。例えば、海外で生活してきた人や、北海道や沖縄など部落問題が頭在化している地域で生まれ育だち、今まで一度も部落に関する偏見やネガティブな情報を受け取ったことがないという人が、実際に「不快な」体験をした場合である。

そのような場合でも、なぜ、忌避する対象が個別の人ではなく、集団としての「部落」になるのか、なぜ個別の体験が個別のものとされずに、部落一般への反感として形成されるのか、という疑問がのこる。個別の不快体験が語られる場合、出来事がどのように解釈されていくのか、その背景にある意味付けの装置を慎重に見極める必要があるだろう。

このように考えてみれば、部落に対するネガティブなイメージが語られる場合、それが個別の出来事に基づくものか、インフォーマントが所属する集団に共有されているステレオタイプ化されたものを口移しに語っているのかを吟味する必要がある。

§5. 方法

部落出身者との結婚をなぜ避けるのか。それをどのように合理化しているのか。これを調べるには、実際に結婚問題に直面した人々——当人、その親、きょうだい、親族など——からの聞き取り調査を実施し、収集したデータを分析することが一番望ましい。しかし、そのような対象者を見つけ出すことは難しい。また見つけだせたとしても、聞き取り調査への協力が得られるかどうかはなはだ心許ない。

一方、アンケートによる量的な調査では、意見の分布、他の意見や態度との関連性については分析できる。これらについては事例研究より、はるかに有利である。しかし、どのように意見が組み立てられているのか、差別がどのように正当化されているのか、そのメカニズムを解明することはできない。こうした分析には、質的なデータが必要である。筆者自身、今まで市民に対する意識調査を行ってきた。調査票に自由回答欄を設けて、部落問題に関することを何でも自由に書いてもらっている。そのデータは、かなり蓄積されてきている。その中で、結婚に関することが書かれているものも少なくない。これを分析に使えないだろうか。

このデータは、いくつかの特色をもっている。
（1）無作為に選ばれた市民という対象者群から、自発的に述べられた意見であること、

（2）結婚というテーマも、回答者自身の自発性によって選ばれていること、
（3）従って、どのような文脈で結婚問題に言及されるのか、そのことも貴重なデータとなること、
（4）必要とあれば、アンケート調査結果との関係も分析できること、などである。

今回、分析の対象とするのは、二〇歳以上の住民を対象とする滋賀県栗東町意識調査（一九九五年）で記入されたものである^{注2}。有効回答のうち自由回答欄への記入があったのは二五・八%（四一二票）であり、高率にのぼる^{注3}。そのうち結婚問題に言及しているものは、五四票であった。

紹介する自由回答は、全文を引用する^{注4}。それは、どのような文脈で結婚問題が語られるかを理解し、思考の流れを分析の対象とするためである。

§6. データの解読

正反対の行動を命じる二つ規範への同調・非同調によ

る四つのタイプごとに紹介する。そのうち、タイプ〈ant・ant〉については、該当するものは見つからなかつた。まず、タイプ〈pro-inf〉から検討する。

6-1. 〈pro-inf〉 インフォーマルな集団規範に同調

部落を避けるように命じるインフォーマルな集団規範に何のためらいもなく同調、フォーマルな社会規範を「口先だけのもの」として軽視ないしは無視しているものをみてみよう。

〈pro-inf その1〉 部落に対する敵意が露骨に表現

R 1452

部落問題と町内や県では騒いでいるが、部落の地区（同和地区）に住んでいる人達は、周りと調和しようとしているのではなく、その地区から、周りの地区の人達と離れたがっているように感じる。知人の娘さんは通行上のトラブルで突然、なぐられた。

理由はどうであれ、先に手を出したのは相手でした。その娘さんは耳の鼓膜が破れたのに、相手は全く悪いと思っている様子などなかつたそうです。その時の相手の人が、同和地区の人でした。自分で差別されるようなことをしているとしか考えられません。同和地区だから、人をなぐっ

たり暴行を与えたりしてもよいのでしょうか。その人はそういう態度でした。

同和問題というけれど、その地区で、しっかりと考えているのは若者だけで老人などは考えていないように思える。まるで、自分達の殻に入つた貝のように。私は同和地区の人は嫌いです。絶対に娘や息子は同和地区の人と結婚させたくないです。苦労して、差別されるのは目に見えているからです。

個別の「不快」体験が述べられている。知人の娘さんの話である。「耳の鼓膜が破れた」というフレーズは強烈な印象を与える。部落に対する嫌悪感は激烈である。

このような話を聞かされた人は、なるほど、そんなことがあれば、「絶対に娘や息子は同和地区の人と結婚させたくないです」というのも無理はないと思ってしまう。

^{注2} 調査期間：一九九五年九月一日～九月二五日。二〇歳以上

のものを三五、四七三人を母集団とし、無作為抽出した三〇〇〇人。郵送法。無記名による回答。有効回答一五九四票（五三・一%）、うち、自由回答欄への記入があつたのは四一二票（二五・八%）。栗東町教育委員会

『家族と結婚に関する意識』一九九五年

注3

アンケートの終わりに「家族や親子関係、部落問題について日頃からお感じのことや、今まで聞いた話や体験、町に対する意見など、ご自由にお書きください」として記入欄を設けた。滋賀県栗東町の自由回答を分析した岸衛は、八木晃介の分類にならって、つぎの六つのカテゴリーに分けた。それには、結婚という分類はない。(1)逆差別||ねたみ意識二六票(七・四%) (2)被差別者への差別の責任転嫁三五票(九・九%)、(3)寝た子を起こすなし自然解消論一二五票(三五・五%) (4)反差別意識一四票(四・〇%)、(5)部落に関する認識・意見問題九七票(二七・六%)、(6)その他一二二票(一五・六%)、これ以外に部落問題に直接言及しないものが六〇票、あわせて四一二票である。

注4 もちろん、回答者は文章表現になれた人であるとは限らない。そのためか言葉たらずの表現も少なくない。意味をとりにくいものもある。例えば、一般的に結婚について述べられているのか、それとも部落出身者との結婚を述べているのか判然としないところがある。いずれかによつて、意味が正反対になる。そのような場合は、二通りの解釈をしている。

仮にこのような出来事があつたとしても、一人の乱暴者が起こした事件としてみるのではなく、「同和地区だから、人をなぐったり暴行を与えるたりしてもよいのでしょうか。その人はそういう態度でした」と同和地区的特性として一般化されている。

このように個別の「不快」体験は、知人の娘さん―知人―回答者の三者で共有されている。共有を可能にしたのは、これらのインフォーマル集団の間で「部落は恐いところ」という見方が共有されていたからである。インフォーマルな集団内部では、「知人の娘さん」の話

しかし、これは回答者自身の体験ではなく、伝聞であ

の ようなエピソードが繰り返し語られるこ とによつて

「部落にはかかわるな」という規範が再生され、確認さ
れていく。

同時に、個別の「不快」体験は、「自分達で差別され
るようなことをしているとしか考えられません」と意味
付けられ、自己の忌避行動を正当化している。

フォーマルな規範については、「部落問題と町内や県
では騒いでいるが」という表現で、取り組みを冷ややか
にみている。そのために、回答者が語る時に、自分が差
別をしているという後ろめたさは、一切感じられない。
聞き手の側にも、あなたもそう思つて当然でしようと説
得するような口調である。

また、「同和問題というけれど、その地区で、しっか
りと考えているのは若者だけで老人などは考えていない
ように思える」というように被差別部落の側も熱心では
ないとみている。

R0020
友人の息子が部落の女性と結婚した話を事実関係を
淡々と述べている。その中には、「部落には、かかわり
になるな」とは一言も言つていない。しかし、知人が反
対し、一旦は別れさせた。そのことに回答者は批判的で
はなく、むしろ同情的である。「一年以上もめていたよ
うですが」という表現や「こっそり式をあげた」という
表現に、この回答者や知人の間では、「部落には、かか
わりになるな」という集団規範があり、それをかなりの
程度内面化している様子がうかがえる。

知人の息子が結婚したという事実が、これら一連の出
来事の語りのトーンを大きく左右している。もし、結婚

〈pro-inf その2〉抑制された忌避感情

つきの事例も、同じく友人からの伝聞の個別体験が紹
介されている。しかし、体験の内容は、まったく違つた
ものである。

います。結局、親（大人）の教育だと思います。

私は栗東の部落問題はまったく知らないので、我が家の中の子供達も、その子供すら知らないと思います。

数年前、小学校の講演で、部落問題の話がありましたが、栗東町の部落問題にはチンパンカンパンだったので、栗東にもそういう問題があるのか、と思つただけです。でも地元の人に、どのあたり？と聞いてしまいましたが……

栗東も新しい人々が沢山町民になっています。知らない人も多いと思います。あまり、行政の方で、部落問題、部落問題と言うのは、眠っている子を起こすみたいに思います

が……あまり問題視するのも良くないと思います。

ケース R 0182

結婚して栗東に来て一五年。

栗東での部落問題の事は全く知りません。

生まれ育ったのは京都で、京都には部落問題が沢山ありました。親からも部落の人間は最低だからつきあうな、その場所にも行くな、と言われて育ちました。結婚したい人がいると言つた時も、相手が部落出身者ではないか？と一緒に親に聞かれた。小学校の時は、同級生にも部落と言われる人がいましたが、親が言わなければ何も知らず、同じ同級生として仲良く接していました。でも親から言われるものだから、子供ながらも、特別の目で彼らを見ていていたと思

親からは、「部落を避けよ」というメッセージを、小学生時代から結婚の時期にいたるまで受け取っている。とくにそれに反発したようでもない。他方では、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範も知っている。しかし、これらの二つの規範的命令が深刻に対立するものは受けとめていない。

京都では、どこが部落であるのか、日常的に親から聞いていたのだろう。ところが、栗東町では、どこに部落があるのか知らない。気になる。「地元の人に、どのあたり？」と聞いてしまいましたが……と正直に書いてい

る。聞いても当然だと思っている人は、こうは書かないだろう。「聞いてしまいました」という表現のなかに、本来聞いてはいけないことだという自覚があることが読みとれる。

回答者は差別的な集団規範そのものを解体するのではなくて、忌避する対象集団を隠すことで、この規範が顕在化するのを防ごうとしている。しかし、「聞いてみたい」という誘惑に駆られてしまう。部落問題を学校や行政がとりあげることによって、そのような誘惑を知らない住民にも意識させてしまう。それが問題だとしている。

〈pro-inf その4〉強い忌避感情の表明—説明なし
自由回答欄に結婚問題に関する記述があつた五四票を読んでいくと、非常に言葉が少なく、短く表現されているが、部落への忌避感情が露骨に表現されているものがあつた。例えば、つぎのものである。

ケース R 0200

子供の結婚相手にやはり、いつまでたってもこだわりがとれない。

ケース R 0966

やはり、結婚問題となれば拘りますね。年代の相違がある

かと思いますが……
割り切れぬことです。

これらには、明確に忌避感情が表明されている。しかしそれを説明する言葉は一切ない。言葉は少ないために、忌避感情が強いものか弱いものか判断できない。つぶやきのように表現されている。うまく表現できないから、言葉がとぎれたのだろうか。説明すれば、多く書かなければいけないので、書くことをやめたのだろうか。

表現が短いことや、尻切れトンボになっていることを、単に表現技術や表現のわざらわしさという外的な理由によるものと解釈してしまいがちだ。しかし、ほんの少しでも語れば、強い忌避感情が噴出してしまうことを恐れて、短い尻切れトンボの表現になつたのかもしれない。そうだとすれば、フォーマルな社会規範による忌避感情の表現の抑圧であり、〈for/inf〉の一つの形態だとみることができる。

6-2. 〈ant-inf〉フォーマルな社会規範を内面化し、差別的な集団規範に反発

差別的な集団規範に何のためらいもなく同調している

ケースの対極にあるのが、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範を内面化し、差別的な集団規範に反発しているケースである。「差別をしてはいけない」というのをタテマエとみるむきもあるが、自己の行動の指針としてしっかりと内面化している人も、最近増えてきている。例えばつぎの事例である。

ケース R0511

家族、親子の間でもよく聞く「家の○○に限って」。何らかの問題が起きた時、信じるということはとても大切なことだけれども、自分の家族に限ってそんなことはない、と決めつける考え方には疑問を感じる。こういった自分のまわりには、たいして問題になるようなことはないという考えが、一番問題のような気がする。自分の周りを良いことで固めようとする気持ちが、部落問題など、大昔には悪いとされて聞いたことを、現在いまでもひきずり、自分の周りにはよせつけようとしているのではないだろうか。その結果、差別というものが生まれる。こういった考え方はけっこう、良い家柄とされている方に多いのではないだろうか。結婚にしても、人と人とのつきあいにしても、相手の人柄が良ければ、どこの出身であろうが、あまり問題でない。

家族の間、子供の教育でも、勉強、学問も大切だけれど、その前に人としての大切なことを、親から子へと教える必要があると思う。

頭でっかちの現代。当たり前のことが、少しずれているような気がする。まずは、身近な所から見直しては。二二才、主婦

この回答者の場合、文末に「二二才、主婦」と書いている。若い世代の意見であることを強調したかったのだろう。部落を忌避するような考え方と同調する気持ちはない。「自分の周りを良いことで固めようとする気持ち」が、部落を排除することになるとインフォーマル集団の身びいきを批判的にみている。

〈ant-inf その2〉母親の差別的態度を批判

さらに、つぎの事例は、湘南・甲賀の旧来の地域社会が差別的であるとし、回答者自身の母親も在日朝鮮人や部落に差別的であったとしている。しかし、そのような母親には同調していない。批判的にみている。また、単にタテマエでのフォーマルな規範にそつた意見を陳述しているのではなく、「今、子を持つ母になり、子供に対して”差別”的の話、なるべくわかりやすく話をしてやつ

ています」と反差別の態度をもつよう子育てしている。

態度には批判的である。

ケース R0607

栗東の昔から住んでいる方に差別意識が多い様に思います。どこの地区でも同じなのでしょうが、やはり年のいかれた方には、そういう「差別をしているつもりはないが、身内には被差別部落の人は入れない」という方が多い様に思います。

身内意識、在所意識……等、田舎であればある程：

強い様ですね。私は甲西から移住してきたのですが、甲西、石部の方はもっとそういう差別は多かったです。在日朝鮮人の方に対する差別……実際、私の母も、朝鮮人の友人をもつことに反対し、まゆをひそめたり……結婚の時も、

「部落の人じゃないのか」等……言いました。今、子を持つ母になり、子供に対して「差別」の話、なるべくわかりやすく話をしています。

三〇数年しか生きていらない私ですら、数多くの差別を見てきています。親の意識……その親の意識をかえることからはじめないと差別はひそかにどんどん育っていくと思いま

ケース R1573

私の親類にあるたる人なんですけれど、部落の人と結婚されました。親戚一同、両親大反対でした。それでも二人は結婚されました。結婚式には誰一人、親戚は出席しませんでした。

今では小さなアパート住まいでの二人の子供がいると聞きました。親戚の集まりがあっても、その家族はいつも欠席です。どうしたら差別がなくなるのでしょうか。

「努力」するとはいってはいるが、差別に対して「努力する」その一言がもうすでに、差別なのではないでしょうか……

〈ant-inf その4〉 主体的に判断し、行動せよ

つきの事例は、フォーマルであれ、インフォーマルであれ、外部にある規範に従うのではなく、主体的に判断し、行動することを主張している。

ケース R0019

結婚相手が何らかの差別を被る人間であったとしても、「その人と結婚しよう」と考えた自分の気持ちを消すことには誰にも出来ないと思う。誰からどんな話を聞こうと、ど

る。

う云われても判断するのは自分なのだ。「誰々がこう云うから」とか、「親の気持ちも考えて……」とか云つても、結婚するかしないかを決めるのは自分だし、結婚したらそれは自分の意思なのだ。相手の被差別の事実をある時知り、それから時間をかけて気持ちが薄れたり、離れたりしたとしても、それがその本人自身の気持ちなのだ。相手自身が嫌になったか、恋が醒めたのか、差別問題なのは、本人にしか判らないことだ。

悩んで結婚しなければならなかつたとしても、結婚してその相手に惚れたという気持ち、一緒に家庭をもつと云う事、相手の一挙手一踏足に必ず人間、ひとりの人間としての魅力を見つける、感じる筈だ。ひとりの人間としての素晴らしさを、その人は必ず本人に見せてくれると思う。うまくいかなかつたら、離婚すればいい。何故離婚したかは、本人にしか知れない事だし、毅然としているべきだ。

〈ant-inf〉 その5 息子の反差別的姿勢を支持

つぎの事例は、息子の反差別的姿勢を尊重しようとしている。とりわけ部落問題にしつかりした意見をもつてゐるわけではない。肩肘はらずに、あたりまえの感覚で対処しようとしている。しかし、夫側の両親は差別的で、回答者自身が身元調査をさせてたことが思い出されてい

ケース R 0848

子供が年齢的に結婚する時期といいますか、時々、話にあります。おつきあいしている方が、いいお嬢さんという以外、相手の方の事は知りません。このアンケートがきたのを機会に、息子(二二才)に部落問題の事を聞きました。本人も相手に聞いたことがないし、今後もきこうと思わないし、もし部落の人でも、本人が良い人だから、いや「僕がいいんだから、親もいいはずだ」と勝手な言い分をいってます。私自身ももし、結婚の条件があるとすれば、部落問題ははいらないと思います。

(私は気にしてませんでしたが、主人の両親が、私の結婚の時は、他の事は少々がまんしても部落だけは調べさせてもらったと言った事が、何の為と頭の中をかすめたのを思い出しました)

6-1-3. 〈for/inf〉フォーマルな社会規範、インフォー

マルな集団規範の双方の影響を受け葛藤

以上にみてきたのは、インフォーマルな集団規範あるいはフォーマルな社会規範のいずれか一方に同調しているものであり、その点ではすっきりしたものである。し

かし、多くの場合は、「差別をしてはいけない」という社会規範と、「部落とはかわりになるな」という集団規範との間で揺れ動いている。つぎに、対立する規範の間で揺れ動いているものを検討しよう。それにもいくつものタイプがある。

〈for／inf その1〉 葛藤による自己嫌悪

つぎの事例は、葛藤状況にある悩みを吐露したものである。

ケース R 0 8 4 2

部落差別については、気にはしていない。気にしてはいけないと思いつつ、やはり異性との付き合いや、結婚になると、気になってしまふのが、本当の気持ちです。このようないい考へはいけないとは言えども、自分だけの問題だけでは終らないと思うので、言葉には出していないものの、私も差別をしているのだと自己嫌悪におちいります。

「気にはしていない」、「気にしてはいけない」、「気になってしまふ」と気持ちの揺れ動きを、正直に述べている。しかし、なぜ「気になる」のか、説明がない。他者にあらためて説明の必要もないほどに、当然のことと了解されているのだろう。回答者をとりまくインフォー

マル集団の「部落をさけよ」という規範があることは、「自分だけの問題だけでは終らない」ともらしていることから推測できる。そのようなインフォーマルな集団規範による圧力に負けてしまう自分を「差別している」と認識し、自己嫌悪している。短い文章であるが、ひとつ典型的な事例を示している。

〈for／inf その2〉 葛藤—寝た子論への逃避

つぎの事例は、子をもつ親になった立場と、自分自身が恋に落ちた立場との違いについて注目している。

ケース R 0 1 9 6

差別はいけないことだと思っていても、もしも我が子が被差別部落の人とつきあったりということになると、悩んでしまうかもしれないというのが現状です。もしも自分自身が被差別部落の人と恋に落ち、結婚する事になつても、それは迷いながらも幸福に暮らすことだらうと思う。好きになつたらしがないことだから……そう思うと、我が子も同じ思ひなのだから……と私が母になつた時には、わかつてあげられるかもしれませんね。なぜ部落の人々は差別されるのか、今も差別されなくてはいけないのか……と思う。でも子を思う親の気持ちも分かる。かえって部落の

ことなんか、何もとりあげないで、皆が忘れていいって、どこが部落かわからなくなるまで、そつとしておくほうがいいと思う。『部落差別について考えよう』なんて言っているから、幼い頃から部落って何?って興味を持ち始めるんだと思う。いちいち授業で部落についてとりあげるから、部落の人が（生徒）が傷つくんだと思う。

親としての立場では、「悩んでしまう」としているが、自分自身が当事者となれば、「迷いながらも幸福に暮らすこと」だろうと思う。好きにならしょがないことだから」としている。立場によってとる態度が微妙に違うことに気づき、「私が母になった時には、わかつてあげられるかもしませんね」と当事者の意志を尊重する方向で、不協和を解消しようとする。

その文脈で、「なぜ部落の人々は差別されるのか、今も差別されなくてはいけないのか」と、差別の不當性を訴えているが、再び「でも子を思う親の気持ちも分かる」と躊躇するところに戻る。

こうした堂々巡りの中で、脱出口を、「皆が忘れてしまえばよい」というところに求めている。同和教育をするから「興味を持ち始めるんだ」と、寝た子を起こすな論に救済を求めている^{注5}。

文面では、この回答者が属するインフォーマルな集団に「部落には、かかわりになるな」という集団規範があることを示す明確な表現はない。しかし、親としてなぜ「悩んでしまう」のか、その説明はない。上の事例と同じように、あまりにも自明のことであり、説明の必要を感じていなかろう。その点からすれば、この回答者は、部落出身者との結婚は、悩むべきこととされる世界に住んでいるのである。「なぜ部落の人々は差別されるのか」という問い合わせて、「なぜ私は悩むのか」と問いかなおせば、別の脱出口が見つかったかもしれない。

<for / int その3> 葛藤からの思考停止

つぎに紹介する事例も、親の差別的な発言には注意するが、結婚となると「考えますね」と、その矛盾を正直に述べている。

注5 この回答者の場合は、「部落の人が（生徒）が傷つくんだと思う」と部落の側の気持ちを思いやっているところに特徴がある。

言つたら、親が私にひどくしかった。その時から、同和と言ふ言葉を知つた。

でも、今は、親が差別の言葉を出すと、私と、子供が親に

「今はそんなこと言つてはダメ」ときつくしかりますが、親の心の底には、残つてゐるのでしょうか。それでは、いけないのでですが。親と言うと、七〇才～八〇才台ですので、何回言い聞かせてもダメですね。

アンケートの中にもあった様に、私達の子供の結婚相手がもしも、被差別部落の方だとすれば考えますね。

同和という言葉はむつかしいですね。

この場合も、結婚を避ける理由を一言も述べていませんが、述べないのでどうか。自明のこととしているのだろうか。それとも、理由を口に出すことを避けているのだろうか。この場合、おそらく、避ける理由が明確化されていないのだろう。自分の避ける態度と親の態度はどういうに違うのだろうか。それはあいまいにされている。それというのも、親の差別的態度を批判しているものの、「今はそんなこと言つてはダメ」というレベルにとどまつております。その論拠が弱いからだろう。フォーマルな社会規範を口移しにいつてゐるだけのようである。「避ける」理由もあいまいで、「避ける」ことを批判する論

拠もあいまいである。ただ、弱々しく「むつかしいですね」という。

<for／inf その4> 葛藤から理想論への逃避

つきの事例も、フォーマルな社会規範とインフォーマルな集団規範との間で葛藤している。脱出口を、どこに求めているのだろうか。

ケース R 0985

同和問題は基本的には理解できるが、長い歴史の中で部落の人たちの今までの環境が、人格を形成している場合があるので、何かを卑下している部分、隠そうとしている部分が感じられる。私の子供が結婚したいと言つたとすれば、やはり反対するかもしれない。

でもこれからは、それもあまり分からぬ状況にあるので、知らないで結婚してしまふ場合もあり得うであろう。

この問題の解決は自分の子供が被差別部落の人と結婚したいと言つた時でも心から祝福してやれるようになった時だと思う。

この回答者の場合は、結婚を避ける理由をあげている。それは、部落の人たちの人格に「何かを卑下している部

分、隠そうとしている部分が感じられる」からだとしている。もちろんそのようなパーソナリティ上の問題点は、環境によって歴史的に形成されたものであるとはしているもの、部落全体に一般化している。

自分の子供の場合は、反対だが、一般論としては、「この問題の解決は自分の子供が被差別部落の人と結婚した」と言った時でも心から祝福してやれるようになった時だと思う」という。この矛盾をどのように折り合いをつけているのか。今の「私」の態度から「あるべき姿」へとつなぐものは何なのだろうか。この点は明確には言語化されていない。ただ、手がかりとなるのは、この二つのフレーズの間には、「でもこれからは、それもあまり分からぬ状況にあるので、知らないで結婚してしまう場合もあり得うるであろう」という言葉が挿入されていることだ。部落出身であるかないのか「分からぬ状況」になること、「知らないで結婚してしまう」ことが期待されているようだ。

しかし、こうした戦略も一貫しているわけではない。

問題点として「何かを卑下している部分、隠そうとしている部分が感じられる」ことをあげている。ここからすれば、この回答者は、部落出身であることに「誇り」をもち、「隠そうとはしない」人を肯定的に評価している

ようにみえる。そうだとすると、「寝た子を起こすな」という戦略と矛盾していく。

この回答者の意見は、できあいの意見をモザイクのように寄せ集めたもので、首尾一貫したものではない。通常、一般市民がもつていてる部落問題をめぐる意見というのは、そうしたものだろう。かといって、意見は支離滅裂かというとそうではなく、モザイク模様から浮かび上がってくる絵柄というのは、フォーマルな社会規範にあわせて「私は差別者にはなりたくない」というメッセージであり、それを伝えようとしている。

〈for/int その5〉ネガティブな感情の抑圧

次に紹介する事例は、前段で、部落に対する反感をあからさまに書いている。

ケース R0202

はつきりとは言えませんが、日常の言葉づかいが悪く、気になります。

又、何かと自分自身が気にしているのか、他の人に追従していくように思われます。

家事にはだらしなさ（不清潔）感があるように思います。私はできるだけその人達（職業意識）にとらわれないようつ

き合っていきます。が、時々、気になることがあります。

私も生まれた村に被差別部落があり、小学校も同じ級で勉強しましたし、そのような感情を自分自身で殺して来ました。親族で結婚問題で親族会議を開き、反対する親族に説得した経験もありますので、最近では努めて意識しないよう努力しています。

前段では、部落の欠点が列挙されている。これらは避ける理由としてあげられているのではない。それにもかかわらず、「私はできるだけその人達（職業意識）にとらわれないようつき合っていきます」、「努めて意識しないように努力しています」というのが言いたいことである。「職業意識」が何を意味しているのかは不明であるが、この回答者にとって、「とらわれないようつき合って」、「意識しないこと」が、「差別しないこと」として理解されている。

部落の欠点が具体的でリアルに実感されているが、フォーマルな社会規範から、それを押し殺さなければならぬと感じている。だが、それは無理で、「時々、気になることがあります」と正直に書いている。

「反対する親族に説得した経験」とあるところだけみれば、反差別の姿勢の持ち主のようであるが、これと前

段の部落に対する偏見の開陳との落差は大きい。今も、部落に対するネガティブなイメージを強くもつているところからすれば、どのような内容で「説得」したのだろうか。気になるところである。

部落へのネガティブなイメージを払拭しない限り、「差別をしてはいけない」という規範的命令は、「意識してはいけない」と翻訳され、自己のもつ部落に対する否定的感情をなにがなんでも抑圧せよという命令になる。フォーマルな社会規範という外部の力による感情（ホンネ）の抑圧という危うい芸当は成功していない。

〈for/inf その6〉他者非難による合理化

つきの事例は、回答者自身の個別の体験を述べている。部落の女性との出会いがあり、結局は結婚をするに至らなかつた事情を書いている。

ケース R0806

私の両親の教育は差別をなくそっとする人でした。しかし、人間として当然の事の様に思えるし、そう教育されて私は正しく育ったと思います。しかし、部落というものは、それなりの教養しかない感じました。育ちが違うのです。

私は、その女性と別れるのに、お金を四〇〇万はらいました。当然、お互の心はきずつけあってしまったけれど、今に思えば、環境とゆうか、回りの人たちがそう考へているのです。今は別れてよかつたと思うし、縁もなかつたと考えています。最後に言えるのは、二人の問題、全てを、○からのスタートと結婚する意味はないのです。二人が家を出てでも、結婚していたら本当の愛だったと思うのですが、最後はお金を要求され、ころんでもただでは起きないとう女性でした。本当の愛なら、二人の問題何があつても、越えてゆけると考えていた私。若かったと思います。

冒頭の「私の両親の教育は差別をなくそうとする人でした」と「部落というものは、それなりの教養しかない感じました」との落差の大きさに驚かされる。しかも「育ちが違うのです」と強調するために改行して書いている。強烈な反感が伝わってくる。それに続くのが、「私は、その女性と別れるのに、お金を四〇〇万はらいました」である。なぜ、四〇〇万円の慰謝料を払ったのか、その理由は一切明らかにされていない。受け取り方によつては、強制されたかのような印象を与える書き方をしている。「最後はお金を要求され、ころんでもただでは起きないとゆう女性でした」と相手の人格に大きな問

題でもあるかのような表現をし、結婚の破綻の原因は、そこにあるかのようについている。相手の女性の人格の問題点は、事実であるのか、聞き手にとつては確かめようがない。注意しなければいけないのは、相手の女性の人格の問題点を、個人のレベルにとどめずに、「しかし、部落というものは、それなりの教養しかないと感じました。育ちが違うのです」と部落の特性として一般化していることである。過度の一般化として指摘される偏見の典型といえよう。

破綻に至る経過も一切書いていない。ただ「二人が家を出てでも、結婚していたら本当の愛だったと思うのですが」と短く表現していることから推測すれば、家族や親族から強い反対を受けていたようだ。しかし、そのことと、書き出しの「私の両親の教育は差別をなくそうとする人でした」とが、つじつまがあわない。両親以外の人から強い反対を受けたのかもしれない。「今に思えば、環境とゆうか、回りの人たちがそう考へているのです」とボカされている。

周囲の人の反対が暗示されているものの、回答者自身が周囲の反対に屈してしまったことを、先に紹介した事例（その1）のように自己嫌悪的に述べてはいない。あたかも自己に向かってはずの批判の矛先を相手の女性の

人格的攻撃に向けているかのようである。

あらためて読むと全体の中で、冒頭の「私の両親の教育は差別をなくそうとする人でした。しかし、人間として当然の事の様に思えるし、そう教育されて私は正しく育つたと思います。」が異質である。しかし、これは、自分の行為が差別によるものではなかつたことを伝えるためには不可欠のフレーズである。「差別をなくそう」と育てられ、今もそのような生き方をしており、それを否定していない。

この回答者は、フォーマルな社会規範を一方では強く意識していることがわかる。他方で、一時は真剣に結婚しようとしていたにもかかわらず、結婚に至らなかつた事実。このずれを、自分にどのように納得させ、他者にどのように説明するのか。そのために、相手の女性に人格的攻撃を加え、「今は別れてよかつたと」自己を納得させているという方法をとつた。そう読みると、これは差別を合理化する一つの典型的な説明図式といえよう。いつたん表出された部落への反感を中和するために、「本当の愛なら、二人の問題何があつても、越えてゆける」と考えていた私。若かつたと思います」と自らを納得させる言葉で結んでいる。

<for＼inf その7> 結局は敗北した痛恨の体験

つぎも結婚にいたらなかつた事例である。しかし、先のものと違つて、無理に正当化していいない。この回答者は、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範を内面化し、それに従つて生きてきた。しかし、それを貫けなかつた痛恨の体験として語つていてる。

ケース R1063

我家は夫、義母共に被差別部落に対し、日常差別の発言があり、子供が成長するに当り、適当ではないと心を痛めておりました。学校、保護者会での同和教育等により、子供達の質問に対し、その差別はあやまりであり、弱者に対してはいじめ、差別などはしてはならないと母として出来るだけの事を教えたつもりです。

しかし娘の交際相手が同和地区の方であるとわかり、夫、義母、そして理屈としては理解をしているはずの息子達も職場社会での部落出身の言動についてを（ママ）例にとり、反対でした。私のみが宙に浮いてしまい、考えた末、娘に反対を乗り切つてもどうしても結婚をしたい相手か、又、教育を受けたのにその事実が受け入れられない自分が許せないため悩んでいるのか等、話合い、当人の覚悟の程を考えるように云つてしましました。結局、交際期間が短かっ

たのと、娘自身が結婚というまでその時点できつめていなかった事により別れました。がやはり、現実は難しいもののが多分にあると思いました。今後、ますます教育を子供達にして下さい。その内に、時代が変わり、差別もなくなるよう本当に願っています。

この回答者にとって「理解をしているはずの息子達も」反対にまわったことが大きなショックだったのだろう。「私のみが宙に浮いてしまい」という状況で、娘を支えることができず、「当人の覚悟の程を考えるように」と突き放してしまったことを自己批判的に述べている。結婚には至らなかつたことを、「交際期間が短かった」とことと、「娘自身が結婚というまでその時点できつめていなかつた事」に求めている。回答者自身は、そのことで破綻を正当化できるとは思っていないようだ。

〈for／inf その8〉友人の反差別的行動と少年期の体験との不協和

つぎのものは、二つの個別の体験が語られている。一つは、友人が親の反対を押し切つて結婚したという話、もう一つは子どものころに部落の子にいじめられたといふ話である。

ケース R1150

家族は一人暮し、部落問題では色々聞きますが、なかなか難しい問題でいくら話し合っても解決のつく事ではないような気がします。被差別部落生まれの方は御気の毒に思ふが、いくらなくすよう努力はしても無駄なようにも思ふ。私の友達で被差別部落の方と結婚された方がありますが、

友達の親が兄弟の縁談にもかかわるから親子の縁をきつて良いかと言われ、きつても良いからと、結婚された方が有ります。私はその時は、それほどに思ひませんでしたが、今考えると勇気のある人だったんだなあと差別問題がさわがれる今になつて。友達は今から四〇数年前の事です。私の小学校の自分の頃も思ひおこし一口かきくわえておきましたと、部落の子供を泣かしたりしたものなら、親が集団でどなりこんでくるような始末でしたものね。いじめもその通りです。部落の子供が中心になって、私も甥も中学校の時、ひどいじめにあいました。そのような事を考える時、当然、差別は（ママ）なくならないような気がします。

「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範は、この回答者の場合には、「部落問題では色々聞きますが、なかなか難しい問題でいくら話し合っても解決のつく事ではないような気がします」という言葉や、「被

差別部落生まれた方は御気の毒に思ふが」という表現で表されている。フォーマルな社会規範をしっかりと内面化しているというものではない。高見から同情のまなざしで見ている。

友人が、親や周囲の反対を押し切って被差別部落の人と結婚したというのも、「私はその時は、それほどに思ひませんでしたが、今考えると勇気のある人だったんだなあと」と、人ごととして遠くからみている。四〇年前の当時、回答者は友人の親の意識と同じレベルであったようである。

部落に対してはネガティブなイメージを持つている。「部落の子供を中心になつて、私も甥も中学校の時、ひどいじめにあいました」という記憶が回想されるが、それは今はすいぶんよくなつたといふ流れをたどるのでではなく、「そのような事を考へる時、当然差別は（ママ）なくならぬような気がします」という結論になつている。

時間の流れからすれば、小学校や中学校の体験のあとに、友人の結婚があるが、そのことによつて、「差別がなくならぬ」という見方は揺らいでいない。結局、この回答者には、「話し合つても解決のつく事」でなく、「いくらなくすよう努力はしても無駄」という硬直した

見方がある。このようにみると、この回答者は、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範を耳の片隅で聞いているが、一見相反するように見える個別の体験——いじめられた体験と友人の結婚——も、まったく相反するものとして受けとめられてはいない。むしろ、友人の親の強い反対が、いじめられた体験と整合性をもつものとして受けとめられているのだろう。

この回答者の場合、「部落を避けよ」というインフォーマルな集団規範は、子どもの時の体験とともに内面化されているが、それを現在のものとして露骨に表現することを妨げているのは、友人の反差別的行動であろう。

〈for/int その9〉波風立てない方がよいとして、葛藤を処理

つぎの事例は、客観的に結婚問題を述べており、葛藤状況のなかで「わたし」がどのように行動するのかという語り口ではない。

ケース R0089

私の幼年時代の部落の友人は当時、氣の毒な風習、いわれがあるものと思い、心より氣の毒と思いお互いに遊んだり、家へもいったりしたが、当時の生活環境は劣悪な状態で、

差がひどかった。

現在は進学・環境、又その他の人の意識もレベルアップし、随分、居住、移動、開発による環境の変化で、そうした意識も左右されない世代が多くなってきた事、必要以上に同和同和という必要がないと思う。しかし結婚ということになると、個人の身内であっても、親戚関係の反対があれば、田舎ではむつかしく本人達がどうしてもというのであれば、別居して遠方にて当たらずさわらず、そういう世代を見送つてから新しい親戚関係に入れればよいと考える。テレビで同和の人達（朝までテレビ）の討論もよく聞くが、余りにも自分達は今でも別環境におかれている口振りに、一寸おかしいなと感じたりもする。外国人と結婚も増え、意識は変化している。敵国であった方々とも仲良くなれるのであることから、やはり問題が生じた時は、お互いに助け合う以外にない。波風を立ててまで、進む方もあるが、進まない人もいてよいのではないか。お互い自由な国に居住しているのだから。

結婚の問題でも、「親戚関係の反対があれば、田舎ではむつかしく」と一般的な状況を述べるところでは、つぎに回答者自身がどのような態度をとるのかと期待させるが、「本人達がどうしてもというのであれば、別居

して遠方にて当たらずさわらず」と当事者への忠告という表現をとっている。

また、「やはり問題が生じた時は、お互いに助け合う以外にない」と述べたすぐあとで、「波風を立ててまで、進む方もあるが、進まない人もいてよいのではないか」と忌避行動も許容している。

「差別をしてはいけない」という社会規範にも、「部落にはかかわりになるな」というインフォーマル集団規範にも、どちらにもあたりさわりなく、状況を客観的な語り口で解説することによって、葛藤を回避している。

「*far from* その10」忌避の感情をストレートに表現 つぎの事例は、インフォーマルな集団規範を疑いもなく受け入れていたが、姪が部落の人と結婚し、うまく行っている個別の体験によって、今までの固定観念に疑いを持ち始めた事例である。

ケース R 1136

実は私の姪子が部落の人と結婚すると聞いた時は、本当にびっくり致しましたが、我家の娘たちがったので、まあ良かったと思いましたが？ 私も本当の事、冠婚葬祭で出会うのがいやでしたが、又、相手の方もなんとなくぎこちな

感じがしました。でも、結婚してから一〇年たちました。

姪子もこれ見たかのように相手の両親と一緒に生活をしておりますが、部落の人と知らなかつたら、私達よりも明るく、立派な生活をして子ども達も上手に育てております。今では良い人を見つけたと思うようになりました。いったい部落ってなにかなと考えたりもしますが、又その反面、私の家内の親には今だにいえないのはなんでかなと思います。

今の気持ちは複雑でございますが、心のすみでは差別をしてはいけないと思っておりますが。

ストレートに忌避の感情を表現している。自己の行為や感情を対象化して、つまり批判的にみているのだろうか。それとも、後ろめたさを一切感じていないのだろうか。

「姪子もこれ見たかのように相手の両親と一緒に生活をしておりますが」という表現から推測すると、回答者や親族の間で、相当の反対があつたようである。「明るく、立派な生活」をすることで姪自身は、誰にも文句を言わせないようにしてきたようで、「今では良い人を見つけたと思うようになりました」というようになつてきている。その点では、姪夫婦の戦術は成功した

ようである。そのため、回答者のもつていた部落に対する固定的イメージは崩壊を余儀なくされている。しかし、回答者の妻側の親族に対しては、身内が部落出身者と結婚したことは伏せられている。まだ、インフォーマルな集団規範を否定するところまではいっていない。

また、この回答者の場合には、フォーマルな社会規範に対する姿勢は、「心のすみでは差別をしてはいけないと思っておりますが」という箇所にみられるが、特に反発をしているようにはみうけられない。むしろ所属する社会や集団には、素直に同調しているようである。

〈for /inf その11〉仲間集団の分裂

つぎの事例は、仲間集団で部落の人との結婚がどのように受けとめられたのかを語っている。

ケース R1570

私は栗東町に住んで二〇年になります。

同じ団地の主婦四人でよく旅行等していたのですが、四人共五〇才～六〇才の年齢になり、息子・娘達が結婚年齢を迎え、ひとりの人が同和地区の人と結婚をしました。私からみると息子さんも相手の方も学校の先生であり、やはり”教育者はえらいものだ”という感じ、受け方をしまし

たが、何故かそれ以後、お互の行き来が少なくなってきた。

”淋しいな。”と思ひます。私の息子に話しましたが、息子はまったく問題にしていないし、逆に”古くさい”と言わされました。息子にも同和の友達がいます。とても良い子です。息子達の時代になると、放つておいても自然になくなっていくような気がします。

私自身も三一四人で楽しい旅行ができるよう努力したいと 思います。

この回答者自身は、同和地区の人と結婚した友人の息子の行動を「教育者はえらいものだ」と肯定的に評価したが、他の友人はそうではなく、「何故かそれ以後、お互いの行き来が少なくなってきた」と述べている。断定していないが、回答者は友人関係にひびが入ったのは、それが原因であると受けとめている。

また回答者自身の世代と、息子の世代とを対比的に述べており、息子から「古くさい」と批判されることを語り、若い世代で意識が変わっているのを肯定的に評価している。

§7. 考 察

五四ケースのうち、ここで取り上げたのは二一ケースである。そのうち一ケースは「差別をしてはいけない」という社会規範に従って行動しようとながら、他方で「部落は避けた方がよい」という集団規範による圧力を受けているケースである。これらを中心には差別の合理化のしかたを検討してみよう。

7-1. 集団規範の存在

「部落は避けた方がよい」という規範的命令が回答者をとりまく集団に存在しているのか、まずこれをみてみよう。

差別的規範の存在が明瞭なのは、〈for／inf その5〉、〈for／inf その7〉、〈for／inf その8〉、〈for／inf その10〉である。まず、〈その7〉は、「夫、義母、そして理屈としては理解をしているはずの息子達も職場社会での部落出身の言動についてを（ママ）例にとり、反対でした。……娘に反対を乗り切つてもどうしても結婚をしたい相手か……当人の覚悟の程を考えるようになってしましました」と、回答者の家族には差別的規範があり、それに同調する行動をとってしまったと書

いている。また、〈その8〉でも、回答者自身ではなく、友人の結婚の場合であるが、「兄弟の縁談にもかかわるから親子の縁をきって良いか」と言われたが、その反対を押し切って結婚した話を紹介している。

さらに〈その10〉では、「私も本当の事、冠婚葬祭で出会うのがいやでした」と回答者自身、親類づきあいを避けたことを語っている。それだけでなく、姪が部落出身者と結婚したことを「私の身内の親には今だにいえない」と語っているように、妻の親族側にも差別規範があるようご回答者は感じている。

（その5）でも、

「親族で結婚問題で親族会議を開き、

反対する親族に説得した経験」を語っている。回答者は、

そのような親族を説得したとしているので、回答者の行

動を強く拘束するほどの規範的命令ではなかったよう

みえる。しかし、短い文章の中で「日常の言葉づかい」、

「他の人に追従」、「だらしなさ（不潔感）」と羅列

しているところから推察すれば、このような部落に対す

るステレオタイプが親族集団内で共有されていたとみて

もほぼ間違いないだろう。

は、「自分だけの問題だけでは終らないと思うので」と暗示している。また〈その6〉では、「今に思えば、環境とゆうか、回りの人たちがそう考えているのです。：：：一人が家を出てでも、結婚していたら本当の愛だったと思う」というように、部落出身者と結婚をすれば、家を出ることを強要するような強い規範的命令があつたことが暗示されている。〈その4〉の場合は、「何かを卑下している部分、隠そうとしている部分が感じられる」とステレオタイプ化されたネガティブなイメージが語られている。

これらのものは、回答者をとりまく家族・親族集団に

差別的な規範が存在したと読みとれる。しかしながら、

文面からは読みとれないものもある。例えば〈その2〉

である。「なぜ部落の人々は差別されるのか、今も差別

されなくてはいけないのか」と問い合わせの形で、社会に差別

があることを一般的には認知しているが、特定の集団を

あげていない。

また〈for/inf その3〉の場合は「親が私にひどく

しかった」と明確に差別的集団規範が存在した。しかし、

それは過去のこととして語られており、現在は「私と、

子供が親に、今はそんなこと言つてはダメ」ときつくり

かります」と逆転している。

つぎに明確ではないが、差別的集団規範が暗示されているものがある、〈for/inf その1〉、〈for/inf その4〉、〈for/inf その6〉である。〈その1〉で

7-2. 重要な他者

このように回答者の身近な集団での規範のありかたの言及のしかたは様々である。文面に表れないからといって、差別的規範が存在していないとは言い難い。ただ、ネガティブなイメージの表出と差別的規範との関係については、さらに考察する必要がある。一般的にいえば、差別的規範の背景にはネガティブなイメージが裏打ちされているとみてよい。とはいっても、差別的規範がなくとも、ネガティブなイメージが表出されることもありえる。例えば、それが個別的な体験にもとづいているような場合である。何れであるのか見極めるには、ネガティブなイメージが、個別的な出来事のレベルにとどまっているのか、それとも部落一般へとステレオタイプ化されたものとして表現されているかを吟味すればよい。後者の場合には、差別的集団規範が背景にあるとみて、ほぼ間違いないだろう。

ステレオタイプ化されたネガティブなイメージは、地域社会やインフォーマル集団によって共有されているものであり、一種の文化であるともいえる。考えてみれば差別的集団規範は、個別の「不快」体験が成員に共有され、集合化された共同体験の結晶と見ることができる。

唯一例外的に出てくるのは、〈for/inf その11〉の同じ団地の主婦グループである。ここには、「重要な他者」として息子や彼の「同和の友達」がでてくる。しかし、回答者は、主婦グループを選ばずに、息子を選んでいる。息子の「古くさい」という意見が回答者に大きな影響を与えたのである。

多くの場合、「重要な他者」として登場するのは、身近な家族のメンバーである。上記で紹介したいくつかの例では、子どもの態度が大きな影響を及ぼしている。それに引き換え夫や義母の陰は薄い。その典型的な例は、〈for/inf その7〉である。夫、義母が差別的態度をもつているのは先刻織り込み済みであるが、決定的なダメージを与えたのは、「息子たち」の態度である。彼らが部落出身者との結婚に反対したことで、回答者の姿勢

がぐらついた。このように近親者であっても、影響力の強さには違いがある。少数の事例から的一般化は危険であるが、あえて仮説として提示するなら、つぎのように整理できよう。今日の都市の夫婦家族の場合、*（仮説1）*二〇～三〇歳代の子どもをもつ母親は、夫の態度よりも子どもの態度により強い影響を受ける。*（仮説2）*複数の子どもをもつ場合、娘や息子たちが一致して反差別的な態度を取るならば、母親は反差別的な態度を取る。しかし、*（仮説3）*子どもたちの中に強い差別的態度をするものがおり、子どもたちの中で意見が一致しないならば、母親は動搖し、結婚忌避の態度をとりやすくなる。こうした仮説は、差別的集団規範の弱体化を前提としたものである。

7-3. 語られない反対理由

これらの自由回答の多くは、部落出身者との結婚に反対する理由を明確に述べていない。例えば、*（for/int）*その3では、差別的態度をもつ親と、反差別的態度をもつ子どもが言及されている。回答者自身は子どもとともに親をたしなめている。さらに「親と言ふと、七〇才～八〇才台ですので、何回言い聞かせてもダメですね」と書いているから、当然、反差別的態度が貫かれる

と予測していると、一転して、「私達の子供の結婚相手がもしも、被差別部落の方だとすれば考えますね」となる。唐突であり、何の説明もない。

なぜ、説明されないのでだろうか。説明したくないのだろうか。説明する必要もないのだろうか。いくつかの可能性が考えられる。

一つは、親と子ども以外の第三の「重要な他者」が想起された可能性である。もちろん、何らかの配慮が働いて、その人を特定化することを避けたという場合もあるだろう。第二の可能性は、世間という人格を持たない他人が想起されたのかもしれない。世間は個人の集合体ではない。個人を超えて、個人を支配している。その世間をコントロールできるような特定の個人はない。世間は、日本人にとって神のような存在である。そのような「世間の目」は、皆が了解していることだから、あえて言ふ必要がなかったのかも知れない。

第三は、「もう一人の私」が想起された可能性である。フォーマルな規範に同調する「私」の他に、部落に対しても根強い偏見を拭い難くもっている「もう一人の私」がいる。そのような醜い「もう一人の私」の存在を認めたくないから、抑圧している。しかし、あれこれ語る内に、抑圧された「もう一人の私」が突然姿をあらわす。

以上は、語られない「重要な他者」による説明である。それ以上に、考えられるのは、部落出身者を「不幸な存在」として頭から思い込んでいる場合であり、それあまりにも自明なこととされ、他者に説明する必要性をまったく感じていないという場合である。〈for／inf その1〉の「部落差別については、気にはしていない。気にしてはいけない」と思いつつ、やはり異性との付き合いや、結婚になると、気になってしまふのが、本当の気持ちです」と、気持ちの動きはよく表現されているが、なぜ「気にするのか」は何の説明もない。説明するまでもなく、この気持ちは分かってもらえると思っているからだろう。

〈for／inf その2〉も同様で、自分自身の場合は、「好きになつたらしようがない」としているが、我が子の場合であれば、「悩んでしまうかもしれない」という。自分の場合と、我が子の場合でなぜ違うのかは、一切説明されていない。実際に、親としての立場の方が、当事者としての立場より結婚忌避する傾向にあることは、質問紙調査による量的なデータによつても、しばしば確認されているから^{注6}、この回答者の場合だけではない。なぜ「悩んでしまう」のか、他者に説明しなくとも、十分了解可能なものとして受けとめている。

この事実は、重要な意味を持っている。「そう思つて当然だ」、「皆がそう思つてゐる」と思う（思い込む）ことによって、部落出身者との結婚を忌避する行為は、「自然なもの」として受けとめられ、あえて説明する必要もないことになる。説明の義務も必要も感じない共同体的了解によって結婚差別が成立している。

7-4. 葛藤からの逃亡

「差別をしてはいけない」という社会規範と「部落は避けた方がよい」という集団規範との間で揺れ動いている場合、葛藤をどのように処理していくのだろうか。うまく処理できなかつた場合、差別的規範に従つてしまつた（従つてしまいそうになる）自己に嫌悪感を感じる。〈for／inf その1〉がその典型的事例である。しかし、嫌悪感に真正面からむきあつたところで、何の解決にもならない。そのため、何らかのかたちで自己嫌悪から抜け出そうとする。

よくみられるのは、堂々巡りに陥つたり、「同和と言つた言葉はむつかしいですね」と嘆息し、思考停止に陥つたりしている場合である。〈for／inf その3〉。あるいは、現実の問題から一足飛びにあるべき姿を語ることで、矛盾からの逃避が行われる。その典型は、「やはり、現実は難しいものが多分にあると思いました。今後、ます

ます教育を子供達にして下さい。その内に、時代が変わり、差別もなくなるよう本当に願っています」<for／inf その7>や「この問題の解決は自分の子供が被差別部落の人と結婚したいと言った時でも心から祝福してやれるようになった時だと思う」<for／inf その4>にみられる。これらの理想論への逃避は、自分でもうまく納得できていないのだろう。なにかしら居心地の悪さを感じている。

注6 野口通彦、「配偶者選択と結婚差別」、『解放研究』が
第7号、pp.39-58、1997

もう一つの葛藤からの逃避のしかたは、いわゆる「寝た子を起こすな」論に逃げ込むものである。その典型は、<for／inf その2>にみられる。「部落のことなんか、何もとりあげないで、皆が忘れていて、どこが部落かわからなくなるまで、そっとしておくのがいいと思う。」部落差別について考えよう。なんて言つてゐるから、幼い頃から部落って何?って興味を持ち始めるんだと思う。いちいち授業で部落について取りあげるから、部落の人(生徒)が傷つくんだと思う」それまでの堂々巡りから突如、皆が忘れれば、すべては解決するという脱出口

を見つける。いわゆる「寝た子を起こすな」論は、葛藤からの逃避という機能をもつっていたのだ。

7-5. 差別の正当化の技法

葛藤状態から一步踏み越えて、差別的集団規範に従つた場合、もはや自己嫌悪に浸つてすることはできず、積極的に自己の行為を正当化しようとする。

「差別をしてはいけない」というフォーマルな規範の存在を知つていればいるほど、自己の行為を正当化しなければならない。他者を納得させるだけではなく、自身を納得させるものでなければならない。

部落の側に落ち度があれば、それが持ち出される。「部落がそんなことをしているから、反感をもたれても仕方がない」と自らの行動を正当化しやすくなる。自分自身が体験したものであれば、申し分ない。そうでなければ、友人・知人が体験したこと、それもなければ、友人・知人から聞いたことが、探し求められる。何でもよいが、とにかく相手側の問題点を強調することによって、自分はあくまでも差別をしているのではないと主張することができる。「不平等の犠牲者のもつ欠点を見つけることによって、不平等を正当化すること」という所謂「犠牲者非難」がやりやすくなる^{注7}。犠牲者、すなわち差別

される人々の側に問題点を求める、それを非難する」とによつて自らの行為を正当化することが首尾良くやりとげられれば、自らの良心が痛むことはない。

こう考へると、「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範の表向きの同調は、「犠牲者非難」論の土台となつてゐることがわかる。つまり、「差別をしてはいけない」という規範的命令がフォーマルな社会に浸透すればするほど、ますます犠牲者非難の技法が用いられるようになる。ここで紹介した事例でいえば、〈for / inf その6〉である。部落出身の女性との結婚を断念したのは、四〇〇万円の慰謝料を支払わせるような「ころんでもただでは起きないとゆう女性」のパーソナリティの問題だと説明される。因果関係は逆転しているが、この際、大した問題ではないのだ。

それだけであれば、これは部落問題とは無関係な個別的な理由による結婚の破綻ということになる。しかし、回答者は、彼女自身の欠陥を、部落全体の欠陥にまで一般化し、「部落というものは、それなりの教養しかない」と感じました。育ちが違うのです」と書いている。回答者が差別的態度をもつてゐることは明白である。それにもかかわらず、回答者は、自己が差別したとは考へていません。文面から読みとれるのは、自己の行為の正当化の

主張である。

注⁷ William Ryan, Blaming the Victim, 1971, revised 1976

犠牲者非難の技法がさうに徹底したものは、〈pro - inf その1〉である。通行上のトラブルで突然、なぐられ、耳の鼓膜が破れた知人の娘さんの話は強烈である。そのような「自分達で差別されるようなことをしている」人たちとは、「絶対に娘や息子は……結婚させたくないです」と忌避行動が正当化されている。この場合には「差別をしてはいけない」という規範的命令は吹き飛んでおり、犠牲者非難は徹底している。

アルベルト・メンミがいうように、「自己の中で破壊したいものを他者の中で破壊する。そのためには自分の罪を他者に着せる。だが弁護の激しさ、われわれの乙女のような潔白さに基づく度を越した抗議、他者の内に見出す過度の邪悪さが、告白と同じくらいわれわれの内心を暴露している」のである^{注⁸}。差別行為に罪悪を感じているからこそ、差別行為の正当化を図るのである。差別行為の正当化のために、犠牲者非難を行う。したがつて、犠牲者非難の技法は、相反する二つの規範の葛藤状況の

中で生み出されたものである。

§ 8. おわりに

フォーマルな社会に支配的な社会規範とインフォーマルな集団の規範が相反する場合、人は、自己のとる行動をどのように説明するのか、これを明らかにしようとした。結婚をめぐる態度決定の場面をとりあげ、自由回答のデータを分析の対象とした。

今日では、「部落には、かかわりになるな」という集

團規範の存在は隠されている。「差別をしてはいけない」というフォーマルな社会規範規が、そのような集団規範を表面化させなくしている。しかし、インフォーマルな集団内部には、根強く生き残っている。部落に生起する出来事のうちからネガティブな意味をもつ出来事が選択的に認知され、忌避せよという集団規範を再度確認するための材料として使われる。部落に関連するネガティブな意味をもつ出来事は、あるものは事実にもとづくものであり、あるものはまったくのデマである。それは、脚色され、誇張され、強烈なイメージをもつてインフォーマルに語りつがれている。それに対して、フォーマルな「差別をしてはいけない」という規範は、いくぶん抽象的で、表面的で、どこか空々しく、強烈なりアリティをもつて語られることは少ない。

差別を禁止するフォーマルな規範と、差別をすすめる規範の命令を同時に受け入れている。日常の生活においては、どちらかの規範的命令を、状況に依存して、使い分けている。特定の場合に限って、あれかこれかの選択を選ばざるをえないよう深い葛藤状態に陥る。その特殊な場合が、配偶者選択という場面である。

注 8 アルベール・メンミは人種差別の定義の中で、攻撃を正当化する機能を重視している。アルベール・メンミ『人

種差別』1994（菊地昌実、白井成雄訳、法政大学出版局、1996）、六八頁

結婚相手が部落出身者であると分かった場合、そのことを「まったく問題にしない」とする人はまだ少ない。他方、それが分かった途端に頭から反対する人も少數になりつつある。多くの人は、差別をしてはいけないとしつつ、迷ってしまうというのが今日の状況だろう。相反する規範的命令によって葛藤状態に陥った場合、

121

その時に準拠されるのは「重要な他者」である。自由回答では、近親者が登場するが、その中でも意外にも夫よりも子どもが重視されていた。しかし、特に「重要な他者」が表面化しない場合が少なくない。その場合考えられるのは、神のような存在である「世間の目」であり、もう一つは抑圧された「もう一人の私」である。これについて考察を進めるには、今回のデータは不足している。今後の検討が必要である。

さらに、葛藤状況からの逃避もみられた。そのやり方には、(1)自己嫌悪感への逃避、(2)思考停止という逃避、(3)「寝た子を起こすな」論への逃避、(4)理想論への逃避が確認された。

葛藤状況からの逃避は、「なぜ、私が部落を差別するのか」ということを明確にすることからの逃亡である。差別する主体も差別する理由も、あいまいにされる。「部落の人達は差別されているから」と受け身で表現され、あたかも自然現象のごとく、差別行為者の主体は明確にされないまま、差別があるとされる。そのうえ、差別をする理由も、「みんなが反対するから」、「子どもがかわいそだだから」と曖昧にしか認識されていない。

しかし、差別行為をしていると他者から指弾されるおそれがある場合、あるいは差別しているという密かな自

覚がある場合、自らの行為の正当化を図る必要にせまられる。そこで使われるのが犠牲者非難の技法である。この小論では、そのいくつかの事例を検討した。犠牲者非難の技法は、相反する二つの規範の葛藤状況の中で生み出されたものである。そうであるならば、今日的状況では、ますます犠牲者非難の言説は増加する可能性が大きい。犠牲者非難を無力化する対抗的な技法も明らかにする必要があるだろう。犠牲者非難の言説、それを無力化する対抗的な言説を収集し、そのバリエーションや技法を分析することが、今後の大きな課題である。

